

基 発 0917 第 1 号
令和 8 年 9 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号「労災保険における柔道整復師
施術料金の算定基準等の改定について」（最終改正：令和 6 年 9 月 19 日）（以下「通達」と
いう。）により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を改定し、令和
8 年 10 月 1 日以降の施術分について適用することとしたので、了知の上、改定後の算定基
準に基づき、管内の柔道整復師団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。